

<参考> 吉見町介護予防日常生活支援総合事業サービスコード一覧 (通所型サービス/緩和型)

種類コード	項目コード	サービス名称	単位数	算定単位	給付割合	1単位	算定概要・要件
A 7	1001	通所型サービスA・半日(9割)	257	回	90%	10円	引きこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある高齢者等に対し、自立支援に資する通所サービスを提供する。半日(3時間以上5時間未満)実施。
A 7	1002	通所型サービスA・全日(9割)	277	回	90%	10円	引きこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある高齢者等に対し、自立支援に資する通所サービスを提供する。全日(5時間以上9時間未満)実施。
A 7	1003	生活機能グループ活動加算(9割)	100	月	90%	10円	※①～④のサービスを提供した場合に算定する。 ただし、同じ利用者に対し、同一月内に本加算と運動機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能改善加算は併算定できない。なお、本加算の配置職員は定めず、配置基準に定められた職員で対応可能とする。 ①機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同し、利用者ごとに自立支援に資する具体的な個別計画を作成 ②日常生活に直結した活動項目を複数用意 ③6人程度の規模の集団で実施 ④利用者1人に対し、週1回以上等サービスを提供
A 7	1004	運動機能向上加算(9割)	225	月	90%	10円	※①～④の体制や支援を提供した場合に所定単位を算定する。 ①機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護職員・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師、また前記述の機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上の機能訓練指導に従事した経験を有するはり師及びきゅう師(以下「理学療法士等」という。)を1人以上配置 ②利用者の運動機能を利用開始時に把握し理学療法士等・介護職員・生活相談員等が共同し、運動機能向上計画を作成 ③利用者ごとの計画に従い、理学療法士等が運動機能向上サービスを行い、定期的に記録 ④利用者ごとの計画の進捗状況を定期的に評価
A 7	1019	生活機能向上連携加算2(9割)	100	月	90%	10円	※運動機能向上加算を算定している場合 ※①～②の体制や支援を提供した場合に所定単位を算定する。 ①指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所、又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等(以下「理学療法士等」という。)が、通所型サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同で利用者の身体状況等の評価を行い、個別機能訓練計画等を作成する。 ②個別機能訓練計画の進捗状況等について、3月ごとに1回以上理学療法士等が当該事業所を訪問し機能訓練指導員等と共同で評価し、必要に応じて訓練の見直しを行う。
A 7	1020	生活機能向上連携加算1(9割)	200	月	90%	10円	※運動機能向上加算を算定していない場合 ※生活機能向上連携加算2 同様
A 7	1028	生活機能向上連携加算4(9割)	100	月	90%	10円	※運動機能向上加算を算定している場合 ※①～②の体制や支援を提供した場合に所定単位を算定する。 ①町が派遣する医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等(以下「町が派遣する理学療法士等」という。)が、通所型サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同で利用者の身体状況等の評価を行い、個別機能訓練計画等を作成する。 ②個別機能訓練計画の進捗状況等について、3月ごとに1回以上町が派遣する理学療法士等が当該事業所を訪問し機能訓練指導員等と共同で評価し、必要に応じて訓練の見直しを行う。
A 7	1029	生活機能向上連携加算3(9割)	200	月	90%	10円	※運動機能向上加算を算定していない場合 ※生活機能向上連携加算4 同様

<参考> 吉見町介護予防日常生活支援総合事業サービスコード一覧 (通所型サービス/緩和型)

種類コード	項目コード	サービス名称	単位数	算定単位	給付割合	1単位	算定概要・要件
A 7	1005	栄養改善加算(9割)	200	月	90%	10円	※①～④の体制や支援を提供した場合に所定単位を算定する。 ①事業所の職員として、又は外部(他の介護事業所、医療機関は又は栄養ケアステーション)との連携により管理栄養士を1人以上配置 ②利用者の栄養状態を開始時に把握し、医師、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活指導員等が共同し、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケア計画を作成 ③ 栄養ケア計画に従い、管理栄養士等が栄養改善サービスを行うとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録 ④ 栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価 ⑤ 必要に応じ居宅を訪問する。
A 7	1021	口腔・栄養スクリーニング加算(9割)	20	回	90%	10円	※①～④の体制や支援を提供した場合に所定単位を算定する。(6月に1回が限度) ①通所型サービス事業所の従事者が利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔・栄養状態について確認を行い、当該利用者の口腔・栄養状態に関する情報を担当する介護支援専門員に文書で提供する。 ②加算を実施するか否かは、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔・栄養スクリーニングを継続的に実施する。 ③別紙様式(国様式)を用いてスクリーニングを実施する。 ④口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合又は低栄養状態の利用者については、主治の医師・歯科医師への受診状況を利用者又はその家族に確認し、必要に応じて受診を促すとともに担当する介護支援専門員に口腔機能向上又は栄養改善に資するサービスの提供を検討するよう依頼する。 ※栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可能。
A 7	1006	口腔機能向上加算(9割)	150	月	90%	10円	※①～④の体制や支援を提供した場合に所定単位を算定する。 ① 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1人以上配置 ② 利用者の口腔機能状態を開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活指導員等が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成 ③ 口腔機能改善管理指導計画に従い、管理栄養士等が栄養改善サービスを行うとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録 ④ 口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価
A 7	1007	通所型サービスA・半日(8割)	257	回	80%	10円	自己負担2割の高所得者に適用
A 7	1008	通所型サービスA・全日(8割)	277	回	80%	10円	自己負担2割の高所得者に適用
A 7	1009	生活機能グループ活動加算(8割)	100	月	80%	10円	自己負担2割の高所得者に適用
A 7	1010	運動機能向上加算(8割)	225	月	80%	10円	自己負担2割の高所得者に適用
A 7	1022	生活機能向上連携加算2(8割)	100	月	80%	10円	自己負担2割の高所得者に適用
A 7	1023	生活機能向上連携加算1(8割)	200	月	80%	10円	自己負担2割の高所得者に適用
A 7	1030	生活機能向上連携加算4(8割)	100	月	80%	10円	自己負担2割の高所得者に適用
A 7	1031	生活機能向上連携加算3(8割)	200	月	80%	10円	自己負担2割の高所得者に適用
A 7	1011	栄養改善加算(8割)	200	月	80%	10円	自己負担2割の高所得者に適用

<参考> 吉見町介護予防日常生活支援総合事業サービスコード一覧 (通所型サービス/緩和型)

種類 コード	項目 コード	サービス名称	単位数	算定 単位	給付割合	1単位	算定概要・要件
A 7	1024	口腔・栄養スクリーニング加算(8割)	20	回	80%	10円	自己負担2割の高所得者に適用
A 7	1012	口腔機能向上加算(8割)	150	月	80%	10円	自己負担2割の高所得者に適用
A 7	1013	通所型サービスA・半日(7割)	257	回	70%	10円	自己負担3割の高所得者に適用
A 7	1014	通所型サービスA・全日(7割)	277	回	70%	10円	自己負担3割の高所得者に適用
A 7	1015	生活機能グループ活動加算(7割)	100	月	70%	10円	自己負担3割の高所得者に適用
A 7	1016	運動機能向上加算(7割)	225	月	70%	10円	自己負担3割の高所得者に適用
A 7	1025	生活機能向上連携加算2(7割)	100	月	70%	10円	自己負担3割の高所得者に適用
A 7	1026	生活機能向上連携加算1(7割)	200	月	70%	10円	自己負担3割の高所得者に適用
A 7	1032	生活機能向上連携加算4(7割)	100	月	70%	10円	自己負担3割の高所得者に適用
A 7	1033	生活機能向上連携加算3(7割)	200	月	70%	10円	自己負担3割の高所得者に適用
A 7	1017	栄養改善加算(7割)	200	月	70%	10円	自己負担3割の高所得者に適用
A 7	1027	口腔・栄養スクリーニング加算(7割)	20	回	70%	10円	自己負担3割の高所得者に適用
A 7	1018	口腔機能向上加算(7割)	150	月	70%	10円	自己負担3割の高所得者に適用